

CORINS 登録について

1. CORINS とは

CORINS（工事实績情報システム）とは、公共工事の情報を JACIC（財団法人日本建設情報総合センター）がデータベース管理し、発注機関へ情報を提供しているものです。

2. CORINS の使用目的

入札参加業者の工事实績及び手持ち工事の状況、配置技術者の工事経歴及び従事状況等を把握するために使用します。

3. 登録手順

1) 工事カルテの作成

「CORINS 入力システム」をパソコンで起動し、工事カルテを作成します。

（※「CORINS 入力システム」は CORINS センターで販売しています。）

2) 工事カルテの確認

作成した工事カルテを印刷し、監督職員に内容の確認を受けます。

3) 工事カルテの登録

・オンラインでの登録

インターネットを利用し、手元のパソコンから JACIC の CORINS センターに工事カルテを登録する。

・フロッピーディスクでの登録

工事カルテをフロッピーディスクに保存し、JACIC の CORINS センターに登録願と共に送付します。

4) 工事カルテ受領書（写し）の提出

JACIC が発行する「工事カルテ受領書」の写しを監督職員へ提出して下さい。

4. 提出書類

① 請負金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の場合

- ・受注登録工事カルテ受領書

② 請負金額が 2,500 万円以上の場合

- ・受注登録工事カルテ受領書
- ・変更登録工事カルテ受領書（登録内容に変更があった場合のみ）
- ・竣工登録工事カルテ受領書

5. 登録の時期

①受注登録

契約後10日以内

②竣工登録

工事完成後10日以内

③変更登録（登録内容に変更があった場合のみ）

登録内容の変更の場合、変更後10日以内

ただし、変更時と竣工時の間が10日に満たない場合、変更登録は省略できるものとします。

6. その他

①当初請負金額（税込）が500万円未満の工事でも変更契約で500万円以上となった場合は、変更契約時に受注登録が必要となります。

②変更契約で請負金額（税込）が500万円未満となった場合は、工事カルテの削除などの登録削除が必要となります。

③当初請負金額（税込）が2,500万円未満の工事でも変更契約で2,500万円以上となった場合は、変更契約時に変更及び竣工登録が必要となります。